

会議の名称	産業建設委員会 協 議 会	開催月日・令和6年12月23日 開会時間・午前・午後09時57分 閉会時間・午前・午後10時08分
出席者	栗津 明 花村 隆 藤川 貴雄 後藤 國弘 後藤 徹 佐藤 健	
欠席者		
オブザーバー	議長 野口 佳宏 副議長 原 一郎	
傍聴者	河崎 周平	
説明のために出席した者	石黒副市長 吉村市長室長 藤井建設部長 上坂土木監理課長 箕浦土木監理課監理担当課長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協議事項	1 付託案件の審査 議第69号 市道路線の変更について 議第70号 市道路線の認定について	

【開会＝午前 9 時 57 分】

粟津委員長

ただいまから産業建設委員会を開会いたします。本委員会に付託されました議案については、お手元に配付したとおりであります。すでに説明が終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

その前に委員長からお願いしておきます。委員及び執行部におかれましては、簡潔明瞭な質疑、答弁をお願いいたします。

また、執行部におかれましては、発言する前には挙手、職名を発言の上、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

最初に「議第 69 号市道路線の変更について」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。

花村委員

まず新井 4 町目 8 号線は従前からあった路線が延長される形ですけども従前の新井 4 町目 8 号線はいつ市道認定されたものですか。

土木監理課監理
担当課長

認定日は平成 9 年 3 月 27 日でございます。

花村委員

従前の地目は何ですか。

土木監理課監理
担当課長

従前の地目は田でございます。

花村委員

市街化区域か市街化調整区域かどちらですか。

土木監理課監理
担当課長

市街化区域でございます。

花村委員

従前は田であったということですけども、農業委員会の認可はいつ下りましたか。

土木監理課監理
担当課長

今回の開発に伴う認可日は令和 6 年 3 月 4 日でございます。

花村委員

変更によって参考延長が 80.8m と長い市道で、かつ、行き止まりの道路となりますけども、転回スペースは設置し

	<p>ていない模様でございます。転回スペースを設置しなかった理由について説明してください。</p>
土木監理課監理 担当課長	<p>この路線の道路幅員が6mで計画されたことから、道路幅員内での乗用車の切り替えしが可能と考えられるため、転回場を計画しておりません。</p>
花村委員	<p>行き止まりと知らずに侵入してしまう方がいるんじゃないかと心配いたしますが、行き止まり道路であることを知らせるための方策をとる考えはありますか。</p>
土木監理課監理 担当課長	<p>地元自治会から要望がございましたら、予告案内などを検討していきたいと考えております。</p>
栗津委員長	<p>他に質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
栗津委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
栗津委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第69号は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
栗津委員長	<p>ご異議なしと認め、議第69号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に「議第70号」を議題といたします。質疑を行います。質疑のある方はご発言願います。</p>
後藤國弘委員	<p>今回、新しく市道に認定されるわけでありまして、いずれも行き止まり道路でありまして、市道に認定する理由についてお伺いします。</p>
土木監理課監理 担当課長	<p>開発許可により築造された道路は、都市計画法の規定により原則として完了公告の翌日に当該公共施設を管理すべき者に移管されることとなっております。位置指定道路に</p>

後藤國弘委員	<p>つきましては、寄附申込書にて申請された場合、申請者の費用により整備された道路を市の基準に適合しているか判断し道路の認定をお願いしております。</p> <p>地権者が道路整備をされた上での寄附であります。今回のように南宿 10 号線等、私有地に新しく道路を敷設するわけでありませども、私道ではなくて市道にする基準等がありましたら、お伺いいたします。</p>
土木監理課監理担当課長	<p>私有道路の帰属または寄附を受け入れる場合における、道路の構造基準につきましては、「私有道路の市道編入取扱要綱」に基づいて審査しています。</p> <p>主な条件としては、道路幅員が 4 m 以上あること、幅員が 5 m 未満の場合は転回広場が設けられていること、厚さ 50mm 以上のアスファルト舗装がされていること、道路側溝が両側に設けられていること等の他、道路構造令及び岐阜県道路設計要領に従った道路であることとしております。</p>
花村委員	南宿 10 号線について、従前の地目は何ですか。
土木監理課監理担当課長	従前の地目は宅地でございます。
花村委員	宅地開発ということですが、何区画合計何 m ² の宅地開発となりますか。
土木監理課監理担当課長	宅地開発は 7 区画で、約 2,040 m ² でございます。
花村委員	<p>終点である字上長釣 2839 番 6 地先にはガードレールを設置してございます。しかし、ガードレールの端と宅地境界との間に子どもが通れるぐらいの間隔がまだ残っております。小さい子どもがガードレールの外にある水路に転落する恐れがあったり、正木保育園もすぐ目の前でございますけれども、これに対処する考えはございますか。</p>
土木監理課監理担当課長	地元自治会から要望がございましたら、安全対策を検討していきたいと考えております。
花村委員	次に曲利南 48 号線についてお尋ねをいたしますが、従前の地目及び何区画分合計何 m ² の宅地開発かについて報告を

土木監理課監理 担当課長	<p>してください。</p> <p>従前の地目は田と宅地で、宅地開発は4区画で約740㎡でございます。</p>
栗津委員長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
栗津委員長	<p>質疑を終わります。</p> <p>続いて討論を行います。討論のある方はご発言願います。</p> <p>(討論なし)</p>
栗津委員長	<p>討論を終わります。</p> <p>採決を行います。議第70号は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
栗津委員長	<p>ご異議なしと認め、議第70号は原案のとおり可決することに決しました。</p>
栗津委員長	<p>以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。これをもちまして産業建設委員会を終了いたします。</p> <p>なお、委員長報告についてはご一任願います。</p>
	<p>【開会＝午前10時8分】</p>